



# 保険金等の支払方法の選択に関する特約（無配当）

保険金または解約返戻金相当額を  
年金支払または据置支払の方法で受け取れる特約です。

## 特長

- 1 保障ニーズの変化に応じてお支払方法を選択いただけます。**  
保険金または解約返戻金相当額等を年金支払または据置支払でお支払いすることにより、将来の生活安定をはかります。
- 2 当社所定の範囲内で、以下の年金の種類・型または据置支払の中から受取方法を選べます。**

### 保証期間付終身年金



保証期間中は生死にかかわらず、その後は生存する限り、年金をお支払いします。

保証期間
5・10・15・20年

### 保証期間付夫婦連生終身年金



保証期間中は生死にかかわらず、その後は夫婦いずれかが生存する限り、年金をお支払いします。

保証期間
5・10・15・20年

### 保証金額付終身年金 (保証金額割合指定型)



保証期間中は生死にかかわらず、その後は生存する限り、年金をお支払いします。

保証期間
保証金額に応じて定まる期間

### 確定年金 (年金支払期間指定型)



年金支払期間中は生死にかかわらず、年金をお支払いします。

年金支払期間
2～70年の任意の年数

### 確定年金 (年金額指定型)



年金支払期間中は生死にかかわらず、年金をお支払いします。

年金支払期間
指定された年金額に応じて定まる期間

### 据置支払



元金と据置期間に対応する利息を据置保険金等としてお支払いします。

据置期間
10年または保険期間のいずれか短い期間

\* 「年金開始日における年金原資額×保証金額割合(100%)」として計算された金額をいいます。

## 3 この特約の保険料は必要ありません。

**P3**▶ ご検討にあたりましては、必ず「ご契約に関する注意事項」をご確認ください。



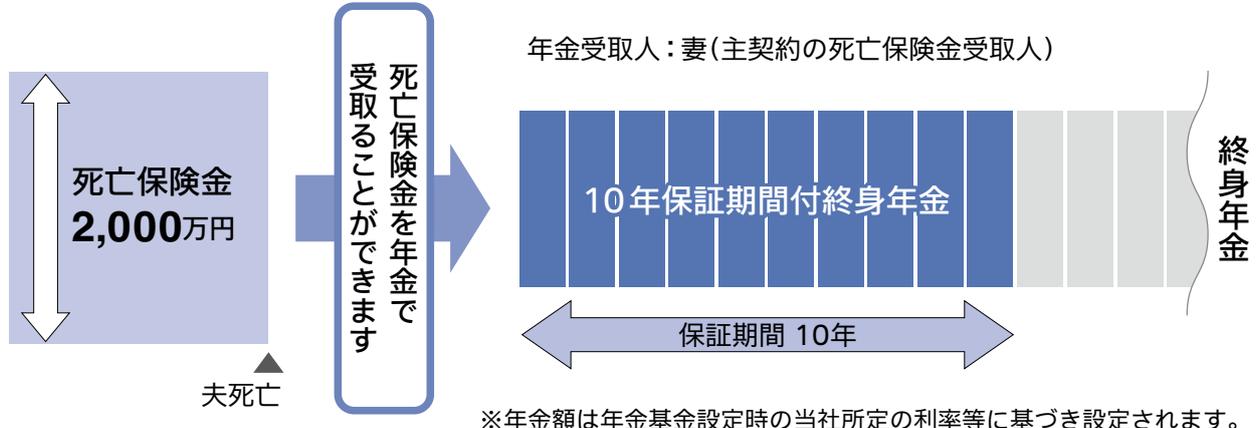
## ご契約例

### 【主契約】

保険契約者 ……………夫

被保険者 ……………夫

死亡保険金受取人 ……………妻



## 死亡保険金を年金受取りした場合の税務上のお取扱いについて

お取扱いのご契約形態、当該特約により指定される年金受取人および当該特約の付加時期によって異なります。

ご契約形態例		当該特約による年金受取人例	当該特約付加時期	税金の種類	
保険契約者 (保険料負担者)	被保険者			保険金支払事由 発生時の税金の種類	毎年の年金 受取時の税金の種類
夫	夫	妻または子	死亡日より前に保険契約者より特約付加の申し出があり、受取人より変更の申し出がない場合	相続税法第24条により評価した年金受給権の価格に対して相続税*	所得税・住民税 (雑所得)
			死亡日以後に当該特約の付加の申し出があった場合	死亡保険金額に対して相続税*	所得税・住民税 (雑所得)
夫	妻または子	夫	死亡日より前に保険契約者より特約付加の申し出があり、受取人より変更の申し出がない場合	—	所得税・住民税 (雑所得)
			死亡日以後に当該特約の付加の申し出があった場合	死亡保険金額に対して所得税・住民税(一時所得)	所得税・住民税 (雑所得)
夫	妻(または子)	子(または妻)	死亡日より前に保険契約者より特約付加の申し出があり、受取人より変更の申し出がない場合	相続税法第24条により評価した年金受給権の価格に対して贈与税	所得税・住民税 (雑所得)
			死亡日以後に当該特約の付加の申し出があった場合	死亡保険金額に対して贈与税	所得税・住民税 (雑所得)

\*は相続税非課税枠の適用が可能です。

- 個人にお支払いする年金は、源泉徴収の対象となる場合があります。(所得税法第207条、同208条、同209条、所得税法施行令第326条)
- 個人にお支払いする年金は雑所得として課税対象になる場合があります。
- このご案内に記載の情報は法律上又は税務上の助言ではありません。このご案内をもって専門家の助言に代えることはできません。
- このご案内は、2023年12月現在の税制に基づいています。今後、制度内容が変更される場合があります。個別の税務上のお取扱いについては、所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。



## ご契約に関する 注意事項

- 保証期間付終身年金については、年金受取人が年金開始期以後一定期間内に死亡した場合、年金等の総額が保険金等の総額を下まわることがあります。
- 保証期間付夫婦連生終身年金については、年金受取人である夫婦がともに年金開始期以後一定期間内に死亡した場合、年金等の総額が保険金等の総額を下まわることがあります。
- 保険金の場合、年金受取人は保険金等の受取人となります。
- 解約返戻金相当額の場合、年金受取人は保険契約者または被保険者とし、この特約の締結の際、保険契約者が指定した方となります。
- 年金開始日以後の解約はできません。

ご契約の際には、「**契約概要**」、「**注意喚起情報**」および「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

- 「**契約概要**」は、保険商品の概要をご理解いただくために必要な情報を記載したものです。
- 「**注意喚起情報**」は、ご契約に際して、特にご注意ください事項（クーリング・オフ、告知義務、免責、解約と解約返戻金に関するご注意、生命保険会社の財産状態の変化による生命保険契約への影響の可能性について等）を記載したものです。
- 「**ご契約のしおり・約款**」は、ご契約についての大切な事項および保険契約者に必要な保険の知識を記載したものです。  
「**ご契約のしおり・約款**」は当社ホームページ  
(<https://www.prudential.co.jp/insurance/lineup/yakkan/>) 上でいつでもご覧いただけます。



保険種類をお選びいただく際には、「**保険種類のご案内**」をご覧ください。

この特約は、「**保険種類のご案内**」に記載されている**保険金等の支払方法の選択に関する特約**です。「**保険種類のご案内**」は当社のライフプランナーが携帯しております。また、最寄りの支社にもご用意しております。

### ■生命保険募集人について

当社のライフプランナー（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

### ■告知について

被保険者が告知される際には、必ず「**告知書**」記入上のご注意」をご一読いただき、告知書へご記入ください。

### ■取引時確認について

ご契約のお申込みの際には、お客さまの本人特定事項、取引を行う目的、職業又は事業の内容、法人のお客さまの場合は実質的支配者等を確認させていただきます。

### ■個人情報のお取扱いについて

お客さまよりお預かりしております個人情報については、当社の「**個人情報保護方針**」に従い、適切に取り扱っております。詳しくは、当社のホームページ（<https://www.prudential.co.jp/>）をご覧ください。

### ■諸利率について

経済情勢等により変動する可能性のある諸利率は、当社のホームページに公開しておりますのでご確認ください。

### ■記載のお取扱いについて

記載のお取扱いは2023年12月現在における当社でのお取扱いによるもので、将来変更となることがあります。

プルデンシャル生命がお届けするのは、すべてオーダーメイドの生命保険です。  
お客さまお一人おひとりの状況、ニーズに合わせた保障プランをライフプランナーが設計します。  
保険商品の詳細は、「ご契約のしおり・約款」等とあわせてライフプランナーよりご案内します。

## プルデンシャル生命保険株式会社

本社 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10  
インターネットホームページ <https://www.prudential.co.jp/>

保険に関するお問合わせ・お手続きやご契約に関する照会・ご不満等につきましては、下記またはライフプランナーへお問合わせください。

パートナーフォーユー  
カスタマーサービスセンター **0120-810740** (通話料無料)  
※最新の営業時間は当社ホームページをご覧ください